東京都学校安全教育研究会　会則

第１章　総則

第１条（名称）　本会は、東京都学校安全教育研究会（略称　都安研）と称する。

第２条（組織）　１　本会は、東京都の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び本会の目的に賛同する教育関係者を会員とする。

　　　　　　　　２　本会に幼稚園、小学校、中学校、高等学校の学校種別部会を置く。

第３条（事務局）事務局は、会長の指定する学校に置く。

第２章　目的及び事業

　　第４条（目的）　本会は、学校安全教育の充実振興を期するために調査、研究並びに普及推進を図ることを目的とする。

　　第５条（事業）　前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

　　　　　　　　　　１　区市町村の研究会並びに上部団体・関係機関との連絡及び協力。

　　　　　　　　　　２　学校種別部会の都大会、研修会等の開催。

　　　　　　　　　　３　研究促進のための都大会、研修会等の開催。

　　　　　　　　　　４　機関誌、研究資料等の作成配布。

　　　　　　　　　　５　その他、前条の目的を達成するために必要な事業。

第３章　役員並びに任務

　　第６条（役員）　本会に次の役員を置く。

　　　　　　　　　　１　会長１名、副会長若干名

　　　　　　　　　　　　理事若干名（校種別を考慮する）常任理事１２名以内。

　　　　　　　　　　　　幹事若干名、会計２名、会計監事２名とする。

　　　　　　　　　　２　会長、会計及び会計監査については理事会において選出する。

　　　　　　　　　　３　副会長は、会長が指名する。

　　　　　　　　　　４　理事は、区市町村単位に校種別を考慮して選出する。

　　　　　　　　　　５　常任理事は、理事の互選により選出した者及び会長指名の者をもってあてる。

　　　　　　　　　　６　幹事は、区市町村の幼稚園、小学校、中学校より１名、高等学校若干名を選出する。

　　第７条（会長・副会長の任務）

　　　　　　　　　　１　会長は、会を代表し、会務を総理する。

　　　　　　　　　　２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。

　　第８条（理事の任務）

　　　　　　　　　　理事は、理事会を組織し、会に関する事項について審議する。

　　第９条（常任理事の任務）

　　　　　　　　　　常任理事は、会の活動を立案し、推進する。

　　第１０条（幹事の任務）

　　　　　　　　　　幹事は、会の活動に参加し、各区市町村の連絡事務を行う。

　　第１１条（会計の任務）

　　　　　　　　　　会計は、会の会計を処理する。

　　第１２条（会計監事の任務）

　　　　　　　　　　会計監事は、会の会計を監査し、理事会に報告する。

　　第１３条（役員の任期）

　　　　　　　　　　１　役員の任期は、１年とする。

　　　　　　　　　　２　補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第１４条（顧問）１　本会に顧問若干名を置くことができる。

　　　　　　　　　　２　顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

第４章　会議

　　第１５条（理事会）

　　　　　　　　　　１　理事会は、会長が招集し、会に関する重要事項について審議し、決定する。

　　　　　　　　　　２　理事会は、会長、副会長、会計、常任理事及び理事をもって構成し、原則として年２回以上開催する。

　　第１６条（常任理事会）

　　　　　　　　　　１　常任理事会は、会長が招集し、理事会から委任された事項及びその他の会務の執行にあたる。

　　　　　　　　　　２　常任理事会は、会長、副会長、会計及び常任理事をもって構成し、必要に応じて随時開くことができる。

　　　　　　　　　　３　常任理事会での審議事項は、理事会に報告する。

第５章　特別委員会

　　第１７条（特別委員会）

　　　　　　　　　　１　本会の事業を推進するために、必要に応じて特別委員会を置くことができる。

　　　　　　　　　　２　特別委員会は、会長が委嘱する。

　　　　　　　　　　３　特別委員会に関する細目は、別に定める。

第６章　事務局

　　第１８条（事務局）

　　　　　　　　　　本会の事務を行うために事務局を置く。

　　第１９条（事務局・事務局員）

　　　　　　　　　　１　事務局に事務局長１名、事務局次長または事務局員若干名を置く。

　　　　　　　　　　２　事務局長、事務局次長及び事務局員は会長が委嘱し理事会に報告する。

　　　　　　　　　　３　事務局長、事務局次長及び事務局員の任期は１年とする。

第７章　会計

　　第２０条（会計）１　本会の経費は、会員の会費及び寄付金その他をもってあてる。

　　　　　　　　　　２　会費は年額１，０００円とする。

　　第２１条（予算・決定）

　　　　　　　　　　予算及び決算は、理事会の承認を受けるものとする。

　　第２２条（会計年度）

　　　　　　　　　　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日を以て終わる。

第８章　特別加入

　　第２３条（特別加入）

　　　　　　　　　　本会の目的に賛同し、加入を希望する全国的または東京都的な教育研究団体は、理事会の承認を得て加入することができる。この団体の代表者は会長の承認を得て理事会に出席することができる。

第９章　会則改正

　　第２４条（会則改正）

　この会則の改正は理事会において承認を受けるものとする。

　１　この会則は、昭和５２年４月１日より施行する。

　２　この会則は、平成１８年４月１日より施行する。

　３　必要に応じて細則を設けることができる。